

岐阜工業高等専門学校の学科ごとの教育目的に係る規程

学校規則第 48 号

制定 平成 25 年 7 月 3 日

第 1 条 本規程は、高等専門学校設置基準(昭和 36 年文部省令第 23 号)の第 3 条及び岐阜工業高等専門学校学則第 7 条第 1 項の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校の学科ごとの人材の養成に関する目的を定め、もって教育活動の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第 2 条 機械工学科の教育目的は、次のとおりとする。

- (1) 国際社会において機械技術者として活躍するための基礎学力を有し、社会情勢の急激な変化に柔軟に対処できる情報処理能力と情報解析能力を備えた技術者を養成することを目的とする。

第 3 条 電気情報工学科の教育目的は、次のとおりとする。

- (1) 電気・電子・情報の各分野における基礎知識と技術をバランス良く身につけると共に、社会の要求に応え高度な専門技術と知識を修得していける能力を身につけた技術者を養成することを目的とする。

第 4 条 電子制御工学科の教育目的は、次のとおりとする。

- (1) 電気・電子、情報・制御、機械関連の基礎知識と考え方を身につけ、国際化する高度情報化社会の要求に応え、電子制御・情報制御技術を基礎として、創造的な技術改良・技術開発ができる能力を身につけた技術者を養成することを目的とする。

第 5 条 環境都市工学科の教育目的は、次のとおりとする。

- (1) 人類が自然災害から国土を守り快適で安全な生活を支えるための社会基盤の整備と、自然と共生・調和し環境負荷の低減を考慮した「循環型の都市づくり」の創造に関する基本的な知識・考え方を理解し、人類の持続的発展を支える社会基盤整備を積極的に推進できる能力を身につけている技術者を養成することを目的とする。

第 6 条 建築学科の教育目的は、次のとおりとする。

- (1) 人間が社会生活を営む空間を構築するために建築・都市空間の構成技法、環境調整及び構造安全性に関する基礎的技術と教養を有し、それらを総合化できる技術者を養成することを目的とする。

附 則 (学校規則第 48 号)

この規程は、平成 25 年 7 月 3 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。